

令和 5 年 12 月 4 日

第 4 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第 63号	令和5年度大垣市一般会計補正予算(第4号)
議第 64号	令和5年度大垣市一般会計補正予算(第5号)
議第 65号	令和5年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
議第 66号	令和5年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)
議第 67号	令和5年度大垣市競輪事業会計補正予算(第1号)
議第 68号	令和5年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)
議第 69号	大垣市市民サービスセンター設置条例の一部改正について
議第 70号	大垣市印鑑登録条例の一部改正について
議第 71号	大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 72号	大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について
議第 73号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第 74号	大垣市駐車場条例の一部改正について
議第 75号	大垣市営住宅条例の一部改正について
議第 76号	損害賠償の額の決定について
議第 77号	} 指定管理者の指定について
~	
議第113号	
報第 14号	専決処分の報告について

議第63号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第4号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,346,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,905,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		8,710,640	1,346,000	10,056,640
	2. 国 庫 補 助 金	2,277,927	1,346,000	3,623,927
歳 入 合 計		63,559,000	1,346,000	64,905,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		24,528,770	1,346,000	25,874,770
	1. 社 会 福 祉 費	5,602,810	1,088,000	6,690,810
	3. 児 童 福 祉 費	10,883,280	258,000	11,141,280
歳 出 合 計		63,559,000	1,346,000	64,905,000

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	989,750	1,346,000	2,335,750	1. 総務管理費	1,346,000	累 計 2,290,182 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 物価高騰臨時特別給付金支給事業費 1,088,000 子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業費 258,000
計	2,277,927	1,346,000	3,623,927			

2 歳 出
 (款) 3. 民生費
 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5. 物価高騰臨時特別給付金支給事業費	487,500	1,088,000	1,575,500	国県支出金	-	2. 給 料	2,250	累 計 4,080 一般職給 3人	
				1,088,000		3. 職員手当等	2,690	累 計 5,880 通勤手当 110 時間外勤務手当 2,580	
				地方債		-	4. 共 済 費	400	累 計 750 職員共済組合負担金 150 社会保険料 220 雇用保険事業主負担 30
				その他		-	10. 需 用 費	3,500	累 計 6,960 消耗品費 1,500 印刷製本費 2,000
							11. 役 務 費	13,420	累 計 24,480 通信運搬費 9,570 手数料 3,850
							12. 委 託 料	11,760	累 計 23,810 データ入力等業務委託料 5,970 物価高騰臨時特別給付金システム改修委託料 外 5,790
							13. 使用料及び賃借料	3,980	累 計 9,540 機械器具借上料 外
							18. 負担金補助及び交付金	1,050,000	累 計 1,500,000 物価高騰臨時特別給付金
計	5,602,810	1,088,000	6,690,810	国県支出金 1,088,000 地方債 - その他 -	-				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明			
				特定財源	一般財源	区分	金額				
12. 子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業費	256,000	258,000	514,000	国県支出金	-	1. 報酬	600	累計 1,100 会計年度任用職員報酬			
				258,000							
				地方債			3. 職員手当等	700	累計 900 時間外勤務手当		
				-			8. 旅費	20	累計 40 費用弁償		
				その他			10. 需用費	368	累計 658 消耗品費 253 印刷製本費 115		
				-			11. 役務費	1,312	累計 6,202 通信運搬費		
		18. 負担金補助及び交付金	255,000	累計 505,000 子育て世帯物価高騰対策応援金							
計	10,883,280	258,000	11,141,280	国県支出金	-						
				258,000							
				地方債							
				-							
				その他							
				-							

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,422 人	千円 1,213,190	千円 4,650,130	千円 2,882,580	千円 8,745,900	千円 1,741,790	千円 10,487,690
補 正 前	2,417	1,212,590	4,647,880	2,879,190	8,739,660	1,741,390	10,481,050
比 較	5	600	2,250	3,390	6,240	400	6,640

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	千円 118,990	千円 137,480	千円 57,000	千円 78,280	千円 49,860	千円 473,980	千円 6,400
	補 正 前	118,990	137,480	57,000	78,170	49,860	470,700	6,400
	比 較	0	0	0	110	0	3,280	0
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当				
補 正 後	千円 770	千円 57,010	千円 1,839,410	千円 63,400				
補 正 前	770	57,010	1,839,410	63,400				
比 較	0	0	0	0				

議第64号

令和5年度大垣市一般会計補正予算(第5号)

令和5年度大垣市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,471,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		10,056,640	108,700	10,165,340
	1. 国庫負担金	6,399,212	92,100	6,491,312
	2. 国庫補助金	3,623,927	16,600	3,640,527
16. 県支出金		4,317,096	60,400	4,377,496
	2. 県補助金	1,292,764	60,400	1,353,164
20. 繰越金		1,271,700	408,000	1,679,700
	1. 繰越金	1,271,700	408,000	1,679,700
22. 市債		3,551,700	△11,100	3,540,600
	1. 市債	3,551,700	△11,100	3,540,600
歳入合計		64,905,000	566,000	65,471,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		363,830	1,480	365,310
	1. 議 会 費	363,830	1,480	365,310
2. 総 務 費		6,869,690	128,600	6,998,290
	1. 総 務 管 理 費	4,596,570	95,200	4,691,770
	2. 市 民 活 動 費	1,140,370	△6,230	1,134,140
	3. 徴 税 費	706,380	10,630	717,010
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	259,370	26,560	285,930
	5. 選 挙 費	100,870	920	101,790
	7. 監 査 委 員 費	38,110	1,520	39,630
3. 民 生 費		25,874,770	376,280	26,251,050
	1. 社 会 福 祉 費	6,690,810	2,450	6,693,260
	2. 老 人 福 祉 費	2,688,200	5,330	2,693,530
	3. 児 童 福 祉 費	11,141,280	250,550	11,391,830
	4. 生 活 保 護 費	1,425,650	117,950	1,543,600
4. 衛 生 費		5,431,520	44,480	5,476,000
	1. 保 健 衛 生 費	2,742,350	29,450	2,771,800
	2. 清 掃 費	2,689,170	15,030	2,704,200
5. 労 働 費		117,510	1,500	119,010
	1. 労 働 諸 費	117,510	1,500	119,010
6. 農 林 水 産 業 費		989,880	1,560	991,440
	1. 農 業 費	228,250	6,690	234,940
	3. 林 業 費	169,340	△1,860	167,480
	4. 土 地 改 良 費	582,440	△3,270	579,170

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		2,554,790	5,310	2,560,100
	1. 商 工 費	2,503,090	3,310	2,506,400
	2. 繰 出 金	51,700	2,000	53,700
8. 土 木 費		5,911,760	26,030	5,937,790
	1. 土 木 管 理 費	247,490	△9,110	238,380
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,751,530	450	1,751,980
	3. 河 川 水 路 費	929,430	490	929,920
	4. 都 市 計 画 費	2,371,380	26,320	2,397,700
	5. 住 宅 費	573,380	7,880	581,260
9. 消 防 費		1,769,470	△1,670	1,767,800
	1. 消 防 費	1,769,470	△1,670	1,767,800
10. 教 育 費		6,700,030	△27,070	6,672,960
	1. 教 育 総 務 費	841,920	41,400	883,320
	3. 中 学 校 費	605,380	1,760	607,140
	4. 幼 稚 園 費	535,100	△56,120	478,980
	5. 社 会 教 育 費	1,844,880	△23,310	1,821,570
	6. 保 健 体 育 費	1,757,290	9,200	1,766,490
13. 災 害 復 旧 費		-	9,500	9,500
	1. 災 害 復 旧 費	-	9,500	9,500
歳 出 合 計		64,905,000	566,000	65,471,000

「第13款 予備費」を「第14款 予備費」に改める。

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
学習館・文化会館 長寿命化事業	令和6年度	443,400	令和6年度	459,900

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地区センター管理委託	令和6年度～令和10年度	766,000
総合福祉会館管理委託	令和6年度～令和10年度	160,000
中川ふれあいセンター管理委託	令和6年度～令和10年度	225,000
老人福祉センター管理委託	令和6年度～令和10年度	350,000
養老華園管理委託	令和6年度～令和10年度	576,000
ケアハウスお勝山管理委託	令和6年度～令和10年度	87,000
ひまわり学園管理委託	令和6年度～令和10年度	66,000
牧野華園管理委託	令和6年度～令和10年度	881,000
勤労者総合福祉センター管理委託	令和6年度～令和10年度	89,000
西部研修センター管理委託	令和6年度～令和10年度	71,000
時山文化伝承館管理委託	令和6年度～令和10年度	3,300
一之瀬ポケットパーク管理委託	令和6年度～令和10年度	6,600
かみいしづ緑の村公園管理委託	令和6年度～令和8年度	103,000
奥養老管理委託	令和6年度～令和8年度	57,000
小学校指導用教科書等整備事業	令和6年度	137,300
学習館・文化会館管理委託	令和6年度～令和10年度	1,887,000
体育施設管理委託	令和6年度～令和10年度	2,034,000
野外活動センター管理委託	令和6年度～令和10年度	18,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
学習館・文化会館整備事業	192,400	178,300
計	3,551,700	3,540,600

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	3,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和5年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	5,926,686	92,100	6,018,786	3. 生活保護費	92,100	累 計 979,635 生活保護扶助費 122,800×3/4
計	6,399,212	92,100	6,491,312			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	2,335,750	10,600	2,346,350	3. 戸籍住民基本台帳費	10,600	累 計 50,219 社会保障・税番号制度システム整備事業費 10,600×10/10
7. 災害復旧費国庫補助金	-	6,000	6,000	1. 災害復旧費	6,000	土木施設災害復旧費 9,000×2/3
計	3,623,927	16,600	3,640,527			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費県補助金	894,616	60,400	955,016	3. 福祉医療費	60,400	累 計 646,139 福祉医療事務費 1,900 3,800×1/2 乳幼児医療費 58,500 117,000×1/2
計	1,292,764	60,400	1,353,164			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	1,271,700	408,000	1,679,700	1. 繰越金	408,000	
計	1,271,700	408,000	1,679,700			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 教育債	458,300	△14,100	444,200	1. 教育債	△14,100	学習館・文化会館整備事業債
9. 災害復旧債	-	3,000	3,000	1. 災害復旧債	3,000	土木施設災害復旧事業債
計	3,551,700	△11,100	3,540,600			

2 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 議会費	363,830	1,480	365,310	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,480	1. 報 酬	1,480	累 計 213,490
計	363,830	1,480	365,310	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,480			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1. 一般管理費	741,500	52,570	794,070	国県支出金 - 地方債 - その他 -	52,570	2. 給 料	5,980	累 計 202,940
						3. 職員手当等	56,420	累 計 292,350
						4. 共 済 費	△9,830	累 計 228,710
3. 人事管理費	124,240	420	124,660	国県支出金 - 地方債 - その他 -	420	2. 給 料	△1,610	累 計 40,860
						3. 職員手当等	1,690	累 計 29,590
						4. 共 済 費	340	累 計 15,300
4. 財産管理費	503,170	△6,880	496,290	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△6,880	2. 給 料	△4,620	累 計 65,920
						3. 職員手当等	△660	累 計 43,960
						4. 共 済 費	△1,600	累 計 22,290
5. 電算管理費	313,410	△1,370	312,040	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,370	2. 給 料	△430	累 計 14,610
						3. 職員手当等	△720	累 計 8,900
						4. 共 済 費	△220	累 計 4,830

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
6. 広報費	129,000	1,220	130,220	国県支出金	1,220	2. 給料	480	累計 20,640	
				-		地方債	3. 職員手当等	620	累計 13,250
				-		その他	4. 共済費	120	累計 7,530
				-					
7. 企画費	721,850	30,640	752,490	国県支出金	30,640	2. 給料	14,550	累計 47,070	
				-		地方債	3. 職員手当等	10,790	累計 32,070
				-		その他	4. 共済費	5,300	累計 16,930
				-					
10. 情報工房費	247,060	3,400	250,460	国県支出金	3,400	21. 補償補填及び賠償金	3,400	情報工房光熱水費等補償費	
			-	地方債					
			-	その他					
			-						
11. 上石津地域事務所費	225,000	6,310	231,310	国県支出金	6,310	2. 給料	3,410	累計 83,820	
				-		地方債	3. 職員手当等	1,380	累計 50,920
				-		その他	4. 共済費	1,520	累計 27,790
				-					
12. 墨俣地域事務所費	115,120	△5,910	109,210	国県支出金	△5,910	2. 給料	△2,450	累計 43,690	
				-		地方債	3. 職員手当等	△2,040	累計 24,410
				-		その他	4. 共済費	△1,420	累計 12,900
				-					
13. 市民サービスセンター費	204,330	18,760	223,090	国県支出金	18,760	2. 給料	△2,820	累計 115,500	
				-		地方債	3. 職員手当等	△1,420	累計 47,680
				-		その他	10. 需用費	100	累計 929 光熱水費
				-			11. 役務費	100	累計 326 通信運搬費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						12. 委託料	1,000	累計 1,451 設備等移設作業委託料外
						13. 使用料及び賃借料	2,200	累計 5,694 施設借上料
						14. 工事請負費	14,500	
						17. 備品購入費	5,100	累計 5,860 初度備品購入費
16. 防災費	179,240	△1,930	177,310	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,930	2. 給料	△1,220	累計 38,550
						3. 職員手当等	△710	累計 32,350
17. 防犯・交通安全費	59,680	△2,030	57,650	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,030	2. 給料	△500	累計 12,590
						3. 職員手当等	△1,100	累計 7,490
						4. 共済費	△430	累計 4,130
計	4,596,570	95,200	4,691,770	国県支出金 - 地方債 - その他 -	95,200			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 市民活動推進費	127,590	2,600	130,190	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,600	2. 給料	△130	累計 45,770
						3. 職員手当等	1,860	累計 30,950
						4. 共済費	570	累計 16,040

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						21. 補償補填及び賠償金	300	多目的交流イベントハウス光熱水費等補償費
2. 広聴費	43,970	△4,030	39,940	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△4,030	2. 給料	△2,950	累計 14,760
						3. 職員手当等	△310	累計 10,240
						4. 共済費	△770	累計 5,280
3. 人権擁護推進費	39,020	△1,290	37,730	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,290	2. 給料	△790	累計 14,130
						3. 職員手当等	△410	累計 8,830
						4. 共済費	△90	累計 4,840
4. 男女共同参画推進費	38,450	△2,980	35,470	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△2,980	2. 給料	△1,790	累計 12,860
						3. 職員手当等	△640	累計 8,210
						4. 共済費	△550	累計 4,340
5. 多文化共生推進費	94,030	△3,930	90,100	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△3,930	2. 給料	△1,830	累計 14,970
						3. 職員手当等	△1,270	累計 6,010
						4. 共済費	△830	累計 2,440
7. 地区センター費	131,950	3,400	135,350	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,400	21. 補償補填及び賠償金	3,400	地区センター光熱水費等補償費
計	1,140,370	△6,230	1,134,140	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△6,230			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 税務総務費	454,700	△1,390	453,310	国県支出金	△1,390	2. 給料	△1,500	累計 135,900	
				-		地方債	4. 共済費	110	累計 44,980
				-		その他	-	-	-
2. 賦課徴収費	251,680	12,020	263,700	国県支出金	12,020	2. 給料	6,980	累計 72,620	
				-		地方債	3. 職員手当等	3,200	累計 43,530
				-		その他	4. 共済費	1,840	累計 23,830
計	706,380	10,630	717,010	国県支出金	10,630				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 2. 総務費

(項) 4. 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 戸籍住民基本台帳費	259,370	26,560	285,930	国県支出金	15,960	2. 給料	5,780	累計 91,870	
				10,600		地方債	3. 職員手当等	7,830	累計 58,070
				-		その他	4. 共済費	2,350	累計 31,500
				-			12. 委託料	10,600	累計 33,244 住民記録システム 改修委託料 9,000 戸籍システム改修 委託料 1,600
計	259,370	26,560	285,930	国県支出金	15,960				
			10,600	地方債					
			-	その他					

(款) 2. 総務費

(項) 5. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 選挙管理委員会費	25,470	920	26,390	国県支出金	920	2. 給料	△160	累計 10,210
				地方債		3. 職員手当等	1,050	累計 8,160
				その他		4. 共済費	30	累計 3,650
計	100,870	920	101,790	国県支出金	920			
				地方債				
				その他				

(款) 2. 総務費

(項) 7. 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 監査委員費	38,110	1,520	39,630	国県支出金	1,520	2. 給料	500	累計 18,390
				地方債		3. 職員手当等	810	累計 11,570
				その他		4. 共済費	210	累計 6,250
計	38,110	1,520	39,630	国県支出金	1,520			
				地方債				
				その他				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 社会福祉総務費	429,060	7,870	436,930	国県支出金	7,870	2. 給料	1,350	累計 61,550
				地方債		3. 職員手当等	5,030	累計 42,060
				その他		4. 共済費	△410	累計 20,800

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						21. 補償補填及び賠償金	1,900	総合福祉会館光熱水費等補償費 800 中川ふれあいセンター光熱水費等補償費 1,100
2. 障害者福祉費	3,558,500	△2,000	3,556,500	国県支出金	△2,000	2. 給料	△1,220	累計 53,090
				地方債		4. 共済費	△780	累計 17,030
				その他				
3. 心身障害者医療費	1,123,200	△3,420	1,119,780	国県支出金	△3,420	2. 給料	△1,610	累計 5,760
				地方債		3. 職員手当等	△1,190	累計 3,550
				その他		4. 共済費	△620	累計 1,760
計	6,690,810	2,450	6,693,260	国県支出金 地方債 その他	2,450			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 老人福祉推進費	580,100	3,560	583,660	国県支出金	3,560	2. 給料	△210	累計 39,700
				地方債		3. 職員手当等	△520	累計 26,790
				その他		4. 共済費	△410	累計 13,680
						21. 補償補填及び賠償金	4,700	老人福祉センター光熱水費等補償費 1,700 養老華園光熱水費等補償費 2,400

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
								ケアハウスお勝山 光熱水費等補償費 600	
2. 老人医療費	296,200	1,770	297,970	国県支出金	1,770	2. 給料	△300	累計 15,970	
				地方債		3. 職員手当等	2,110	累計 14,300	
				その他		4. 共済費	△40	累計 6,210	
計	2,688,200	5,330	2,693,530	国県支出金	5,330				
				地方債					
				その他					

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 子育て支援費	230,900	700	231,600	国県支出金	700	2. 給料	△1,690	累計 32,150
				地方債		3. 職員手当等	1,060	累計 22,460
				その他		4. 共済費	△670	累計 10,000
						18. 負担金補助及び交付金	2,000	累計 125,748 親子バス利用支援 事業補助金
2. 子育て総合支援センター費	162,540	5,120	167,660	国県支出金	5,120	2. 給料	2,800	累計 33,690
				地方債		3. 職員手当等	1,420	累計 19,440
				その他		4. 共済費	900	累計 10,950
7. 児童保育費	4,613,300	60,960	4,674,260	国県支出金	60,960	2. 給料	24,030	累計 813,020
				地方債		3. 職員手当等	30,730	累計 391,350
				その他		4. 共済費	6,200	累計 197,990

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
10. 子ども・母子家庭等医療費	1,057,000	183,770	1,240,770	国県支出金	123,370	2. 給料	170	累計 9,850	
				60,400		3. 職員手当等	300	累計 6,270	
				地方債		-	4. 共済費	100	累計 3,340
				その他		-	11. 役務費	5,200	累計 38,247 手数料
							19. 扶助費	178,000	累計 1,180,900 子ども医療扶助費
計	11,141,280	250,550	11,391,830	国県支出金 60,400 地方債 - その他 -	190,150				

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 生活支援総務費	353,250	△4,850	348,400	国県支出金	△4,850	2. 給料	△3,440	累計 50,920	
				-		3. 職員手当等	△2,030	累計 35,630	
				地方債		-	4. 共済費	△1,380	累計 16,510
				その他		-	21. 補償補填及び賠償金	2,000	牧野華園光熱水費等補償費
2. 扶助費	1,072,400	122,800	1,195,200	国県支出金 92,100 地方債 - その他 -	30,700	19. 扶助費	122,800	累計 1,195,200 生活扶助費 8,000 住宅扶助費 9,300 介護扶助費 11,700 医療扶助費 93,800	

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	1,425,650	117,950	1,543,600	国県支出金 92,100 地方債 - その他 -	25,850			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 保健衛生総務費	164,140	△7,470	156,670	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△7,470	2. 給料	△4,520	累計 23,490
						3. 職員手当等	△1,630	累計 16,530
						4. 共済費	△1,320	累計 8,540
2. 保健センター費	239,220	8,560	247,780	国県支出金 - 地方債 - その他 -	8,560	2. 給料	4,620	累計 94,670
						3. 職員手当等	5,550	累計 54,830
						4. 共済費	△1,610	累計 30,020
5. 新型コロナウイルス感染症予防費	827,650	39,140	866,790	国県支出金 - 地方債 - その他 -	39,140	2. 給料	22,060	累計 57,570
						3. 職員手当等	11,180	累計 27,520
						4. 共済費	5,900	累計 15,590
8. 火葬場墓地費	212,080	△1,750	210,330	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,750	2. 給料	150	累計 34,740
						3. 職員手当等	△1,760	累計 42,650
						4. 共済費	△140	累計 16,340
9. 環境対策費	113,590	△9,030	104,560	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△9,030	2. 給料	△4,140	累計 13,440
						3. 職員手当等	△3,190	累計 8,100
						4. 共済費	△1,700	累計 4,250

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2,742,350	29,450	2,771,800	国県支出金 - 地方債 - その他 -	29,450			

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 清掃総務費	437,790	1,230	439,020	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,230	2. 給料	80	累計 28,770
						3. 職員手当等	1,090	累計 18,030
						4. 共済費	60	累計 9,860
						2. リサイクル推進費	148,590	2,390
2. リサイクル推進費	148,590	2,390	150,980	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,390	3. 職員手当等	1,000	累計 11,680
						4. 共済費	△390	累計 5,890
						3. 塵芥処理費	890,130	8,250
3. 塵芥処理費	890,130	8,250	898,380	国県支出金 - 地方債 - その他 -	8,250	3. 職員手当等	2,990	累計 119,000
						4. 共済費	630	累計 62,990
						4. 塵芥処理施設費	1,048,100	2,370
4. 塵芥処理施設費	1,048,100	2,370	1,050,470	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,370	3. 職員手当等	2,710	累計 78,810
						4. 共済費	△580	累計 37,310
						5. し尿処理費	164,560	790
5. し尿処理費	164,560	790	165,350	国県支出金 - 地方債 - その他 -	790	3. 職員手当等	330	累計 10,720

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	2,689,170	15,030	2,704,200	国県支出金 - 地方債 - その他 -	15,030			

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 労務対策費	117,510	1,500	119,010	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,500	21. 補償補填 及び賠償 金	1,500	勤労者総合福祉セ ンター光熱水費等 補償費 800 職業訓練センター 光熱水費等補償費 700
計	117,510	1,500	119,010	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,500			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 農業委員会 費	54,550	2,160	56,710	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,160	2. 給料	△120	累計 19,080
						3. 職員手当 等	2,220	累計 13,900
						4. 共済費	60	累計 6,680
2. 農業費	147,640	4,330	151,970	国県支出金 - 地方債 - その他 -	4,330	2. 給料	820	累計 28,900
						3. 職員手当 等	2,300	累計 21,730
						4. 共済費	510	累計 10,330

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						21. 補償補填及び賠償金	700	西部研修センター 光熱水費等補償費
3. 中山間地域 対策費	26,060	200	26,260	国県支出金 - 地方債 - その他 -	200	21. 補償補填 及び賠償 金	200	時山文化伝承館光 熱水費等補償費100 一之瀬ポケットパ ーク光熱水費等補 償費 100
計	228,250	6,690	234,940	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,690			

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 林業振興費	137,490	△1,860	135,630	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,860	2. 給料	△810	累計 7,510
						3. 職員手当等	△850	累計 5,660
						4. 共済費	△200	累計 2,520
計	169,340	△1,860	167,480	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△1,860			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 土地改良総務費	60,490	1,400	61,890	国県支出金	1,400	2. 給料	△160	累計 9,190	
				-		地方債	3. 職員手当等	1,480	累計 6,940
				-		その他	4. 共済費	80	累計 3,340
3. 土地改良施設整備費	443,080	△4,670	438,410	国県支出金	△4,670	2. 給料	△2,100	累計 22,030	
				-		地方債	3. 職員手当等	△1,630	累計 15,720
				-		その他	4. 共済費	△940	累計 7,610
計	582,440	△3,270	579,170	国県支出金	△3,270				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 商工振興費	1,723,400	△1,690	1,721,710	国県支出金	△1,690	2. 給料	△150	累計 31,590	
				-		地方債	3. 職員手当等	△1,370	累計 24,330
				-		その他	4. 共済費	△170	累計 11,230
2. 観光費	278,520	4,950	283,470	国県支出金	4,950	2. 給料	1,650	累計 28,240	
				-		地方債	3. 職員手当等	1,540	累計 32,370
				-		その他	4. 共済費	1,760	累計 11,520
3. 奥の細道むすびの地記念館費	80,040	2,750	82,790	国県支出金	2,750	2. 給料	170	累計 10,160	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,430	累計 11,290
				-		その他	4. 共済費	150	累計 3,290

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
4. 企業立地支援対策費	421,130	△2,700	418,430	国県支出金	△2,700	2. 給料	△1,670	累計 23,620	
				-		地方債	3. 職員手当等	△480	累計 18,270
				-		その他	4. 共済費	△550	累計 8,460
計	2,503,090	3,310	2,506,400	国県支出金	3,310				
			-	地方債					
			-	その他					

(款) 7. 商工費

(項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 公設地方卸売市場費	51,700	2,000	53,700	国県支出金	2,000	27. 繰出金	2,000	
			-	地方債				
			-	その他				
計	51,700	2,000	53,700	国県支出金	2,000			
			-	地方債				
			-	その他				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 土木総務費	247,490	△9,110	238,380	国県支出金	△9,110	2. 給料	△4,490	累計 104,970	
				-		地方債	3. 職員手当等	△3,780	累計 64,560
				-		その他	4. 共済費	△840	累計 35,420

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	247,490	△9,110	238,380	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△9,110			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 道路橋りょう総務費	159,210	3,970	163,180	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,970	2. 給料	2,530	累計 76,320
						3. 職員手当等	660	累計 48,320
						4. 共済費	780	累計 25,840
						3. 道路新設改良費	427,900	△3,520
						3. 職員手当等	△1,720	累計 5,260
						4. 共済費	△650	累計 2,700
計	1,751,530	450	1,751,980	国県支出金 - 地方債 - その他 -	450			

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川水路費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 河川水路総務費	59,130	2,500	61,630	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,500	2. 給料	△180	累計 26,980
						3. 職員手当等	2,500	累計 20,140
						4. 共済費	180	累計 9,580

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 水路改良費	271,800	△2,010	269,790	国県支出金	△2,010	2. 給料	△120	累計 22,070
				- 地方債		3. 職員手当等	△1,720	累計 12,220
				- その他		4. 共済費	△170	累計 6,930
計	929,430	490	929,920	国県支出金	490			
			- 地方債					
			- その他					

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 都市計画総務費	455,650	20,650	476,300	国県支出金	20,650	2. 給料	4,290	累計 164,730
				- 地方債		3. 職員手当等	14,770	累計 115,360
				- その他		4. 共済費	1,590	累計 57,750
2. 都市景観費	45,260	3,460	48,720	国県支出金	3,460	2. 給料	1,140	累計 12,940
				- 地方債		3. 職員手当等	1,490	累計 8,580
				- その他		4. 共済費	830	累計 4,520
5. 市街地整備費	111,810	△7,870	103,940	国県支出金	△7,870	2. 給料	△4,150	累計 14,910
				- 地方債		3. 職員手当等	△2,440	累計 9,380
				- その他		4. 共済費	△1,280	累計 5,080
6. 駅周辺施設管理費	99,080	1,740	100,820	国県支出金	1,740	2. 給料	900	累計 12,010
				- 地方債		3. 職員手当等	510	累計 7,190
				- その他		4. 共済費	330	累計 3,900

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7. 公園管理費	442,890	4,890	447,780	国県支出金	4,890	2. 給料	120	累計 33,580
				- 地方債		3. 職員手当等	3,380	累計 23,500
				- その他		4. 共済費	290	累計 11,520
				-		21. 補償補填及び賠償金	1,100	かみいしづ緑の村 公園光熱水費等補償費 700 奥養老光熱水費等補償費 400
8. 公園新設改良費	254,940	△2,010	252,930	国県支出金	△2,010	2. 給料	△1,090	累計 2,820
				- 地方債		3. 職員手当等	△500	累計 2,770
				- その他		4. 共済費	△420	累計 940
9. 緑化推進費	234,050	△3,740	230,310	国県支出金	△3,740	2. 給料	△1,520	累計 24,250
				- 地方債		3. 職員手当等	△1,170	累計 14,400
				- その他		4. 共済費	△1,050	累計 7,660
10. 街路事業費	134,910	9,200	144,110	国県支出金	9,200	2. 給料	4,150	累計 13,640
				- 地方債		3. 職員手当等	3,430	累計 10,470
				- その他		4. 共済費	1,620	累計 5,010
計	2,371,380	26,320	2,397,700	国県支出金 - 地方債 - その他 -	26,320			

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
3. 住宅対策費	174,300	7,880	182,180	国県支出金	7,880	2. 給料	4,380	累計 17,620	
				-		地方債	3. 職員手当等	2,720	累計 11,160
				-		その他	4. 共済費	780	累計 5,270
計	573,380	7,880	581,260	国県支出金	7,880				
				-					
				-					
				-					

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2. 非常備消防費	132,480	△1,670	130,810	国県支出金	△1,670	2. 給料	△1,040	累計 3,140	
				-		地方債	3. 職員手当等	△510	累計 2,780
				-		その他	4. 共済費	△120	累計 1,160
計	1,769,470	△1,670	1,767,800	国県支出金	△1,670				
				-					
				-					
				-					

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
2. 事務局費	284,320	32,260	316,580	国県支出金	32,260	2. 給料	2,120	累計 75,560	
				-		地方債	3. 職員手当等	32,270	累計 98,420
				-		その他	4. 共済費	△2,130	累計 120,520
				-					

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3. 教育振興費	136,330	6,310	142,640	国県支出金	6,310	2. 給料	430	累計 54,500
				- 地方債		3. 職員手当等	5,820	累計 39,880
				- その他		4. 共済費	60	累計 20,020
5. 教育研究費	161,260	2,830	164,090	国県支出金	2,830	2. 給料	90	累計 34,530
				- 地方債		3. 職員手当等	3,020	累計 25,870
				- その他		4. 共済費	△280	累計 11,180
計	841,920	41,400	883,320	国県支出金	41,400			
			- 地方債					
			- その他					

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 学校管理費	511,250	1,760	513,010	国県支出金	1,760	2. 給料	680	累計 32,140
				- 地方債		3. 職員手当等	1,080	累計 14,460
計	605,380	1,760	607,140	国県支出金	1,760			
				- 地方債				
				- その他				

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 幼稚園費	535,100	△56,120	478,980	国県支出金	△56,120	2. 給料	△29,670	累計 223,300	
				-		地方債	3. 職員手当等	△15,870	累計 124,610
				-		その他	4. 共済費	△10,580	累計 69,480
計	535,100	△56,120	478,980	国県支出金	△56,120				
				-					
				-					
				-					

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1. 社会教育総務費	70,310	△1,350	68,960	国県支出金	△1,350	2. 給料	△240	累計 18,030	
				-		地方債	3. 職員手当等	△830	累計 12,040
				-		その他	4. 共済費	△280	累計 6,070
3. 文化施設費	611,920	△6,700	605,220	国県支出金	7,400	14. 工事請負費	△16,500	累計 212,200	
				-		地方債	21. 補償補填及び賠償金	9,800	市民会館光熱水費等補償費 2,600 学習館・文化会館光熱水費等補償費 7,200
				△14,100					
				-					
5. 青少年育成費	83,310	200	83,510	国県支出金	200	21. 補償補填及び賠償金	200	累計 350 青年の家光熱水費等補償費	
				-					
				-					
				-					

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7. 文化振興費	168,030	△8,690	159,340	国県支出金	△8,690	2. 給料	△5,940	累計 41,510
				- 地方債		3. 職員手当等	△230	累計 32,650
				- その他		4. 共済費	△2,520	累計 13,730
8. 文化財保護・活用費	144,130	1,920	146,050	国県支出金	1,920	2. 給料	△1,140	累計 23,780
				- 地方債		3. 職員手当等	3,410	累計 20,020
				- その他		4. 共済費	△350	累計 8,220
10. 守屋多々志美術館費	44,460	△1,880	42,580	国県支出金	△1,880	2. 給料	△680	累計 11,180
				- 地方債		3. 職員手当等	△1,360	累計 5,120
				- その他		4. 共済費	160	累計 3,210
11. 日本昭和音楽村費	58,450	△6,810	51,640	国県支出金	△6,810	2. 給料	△3,040	累計 13,610
				- 地方債		3. 職員手当等	△2,740	累計 8,350
				- その他		4. 共済費	△1,030	累計 4,670
計	1,844,880	△23,310	1,821,570	国県支出金 - 地方債 △14,100 その他 -	△9,210			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 保健体育総務費	113,780	13,340	127,120	国県支出金	13,340	2. 給料	5,480	累計 32,020
				- 地方債		3. 職員手当等	6,060	累計 24,680
				- その他		4. 共済費	1,800	累計 11,230

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2. 体育施設費	480,470	4,200	484,670	国県支出金 - 地方債 - その他 -	4,200	21. 補償補填 及び賠償 金	4,200	累計 4,312 体育施設光熱水費 等補償費
6. 学校給食費	1,020,520	△8,340	1,012,180	国県支出金 - 地方債 - その他 -	△8,340	2. 給料	△3,310	累計 205,650
						3. 職員手当 等	△3,950	累計 106,370
						4. 共済費	△1,080	累計 62,050
計	1,757,290	9,200	1,766,490	国県支出金 - 地方債 - その他 -	9,200			

(款) 13. 災害復旧費

(項) 1. 災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1. 土木施設災 害復旧費	-	9,500	9,500	国県支出金 6,000 地方債 3,000 その他 -	500	14. 工事請負 費	9,500	
計	-	9,500	9,500	国県支出金 6,000 地方債 3,000 その他 -	500			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費						共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 (支給率)	通勤手当	退職手当	計			
補 正 後	長 等	4 人	千円 -	千円 41,810	千円 18,840 (4.50月分)	千円 100	千円 -	千円 60,750	千円 10,370	千円 71,120
	議 員	22	213,490	-	-	-	-	213,490	46,030	259,520
	その他	38	13,485	-	-	-	-	13,485	-	13,485
	計	64	226,975	41,810	18,840	100	-	287,725	56,400	344,125
補 正 前	長 等	4	-	41,810	18,400 (4.40月分)	100	-	60,310	10,370	70,680
	議 員	22	212,010	-	-	-	-	212,010	46,030	258,040
	その他	38	13,485	-	-	-	-	13,485	-	13,485
	計	64	225,495	41,810	18,400	100	-	285,805	56,400	342,205
比 較	長 等	0	-	0	440	0	-	440	0	440
	議 員	0	1,480	-	-	-	-	1,480	0	1,480
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0
	計	0	1,480	0	440	0	-	1,920	0	1,920

2. 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	2,417 ^人	1,213,190 ^{千円}	4,676,430 ^{千円}	3,063,630 ^{千円}	8,953,250 ^{千円}	1,728,520 ^{千円}	10,681,770 ^{千円}
補 正 前	2,422	1,213,190	4,650,130	2,882,580	8,745,900	1,741,790	10,487,690
比 較	△ 5	0	26,300	181,050	207,350	△ 13,270	194,080

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補 正 後	120,110 ^{千円}	138,290 ^{千円}	61,710 ^{千円}	81,310 ^{千円}	49,550 ^{千円}	521,760 ^{千円}	6,400 ^{千円}
	補 正 前	118,990	137,480	57,000	78,280	49,860	473,980	6,400
	比 較	1,120	810	4,710	3,030	△ 310	47,780	0
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後	770 ^{千円}	59,980 ^{千円}	1,885,350 ^{千円}	138,400 ^{千円}			
	補 正 前	770	57,010	1,839,410	63,400			
	比 較	0	2,970	45,940	75,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源	
学習館・文化会 館長寿命化事業	補正前	443,400	443,400	-	-	6	443,400	国県支出金 - 地方債 379,000 その他 -	64,400
	補正後	459,900	459,900	-	-	6	459,900	国県支出金 - 地方債 393,100 その他 -	66,800
地区センター管理委託	766,000	766,000	-	-	6～10	766,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	766,000	
総合福祉会館管理委託	160,000	160,000	-	-	6～10	160,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	160,000	
中川ふれあいセンター 管理委託	225,000	225,000	-	-	6～10	225,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	225,000	
老人福祉センター管理 委託	350,000	350,000	-	-	6～10	350,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	350,000	
養老華園管理委託	576,000	576,000	-	-	6～10	576,000	国県支出金 - 地方債 - その他 83,000	493,000	
ケアハウスお勝山管理 委託	87,000	87,000	-	-	6～10	87,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	87,000	

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
			年度		年度			
ひまわり学園管理委託	66,000	66,000	-	-	6～10	66,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	66,000
牧野華園管理委託	881,000	881,000	-	-	6～10	881,000	国県支出金 372,000 地方債 - その他 408,000	101,000
勤労者総合福祉センター管理委託	89,000	89,000	-	-	6～10	89,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	89,000
西部研修センター管理委託	71,000	71,000	-	-	6～10	71,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	71,000
時山文化伝承館管理委託	3,300	3,300	-	-	6～10	3,300	国県支出金 - 地方債 - その他 -	3,300
一之瀬ポケットパーク管理委託	6,600	6,600	-	-	6～10	6,600	国県支出金 - 地方債 - その他 -	6,600
かみいしづ緑の村公園管理委託	103,000	103,000	-	-	6～8	103,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	103,000
奥養老管理委託	57,000	57,000	-	-	6～8	57,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	57,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
			年度		年度			
小学校指導用教科書等 整備事業	137,300	137,300	-	-	6	137,300	国県支出金 - 地方債 - その他 -	137,300
学習館・文化会館管理 委託	1,887,000	1,887,000	-	-	6～10	1,887,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	1,887,000
体育施設管理委託	2,034,000	2,034,000	-	-	6～10	2,034,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	2,034,000
野外活動センター管理 委託	18,000	18,000	-	-	6～10	18,000	国県支出金 - 地方債 - その他 -	18,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 普 通 債	3,031,800	3,017,700	39,336,258	39,322,158
(9) 一 般 単 独	1,875,700	1,861,600	13,939,384	13,925,284
2. 災 害 復 旧 債	-	3,000	21,252	24,252
(1) 補 助 災 害	-	3,000	21,252	24,252
合 計	3,551,700	3,540,600	62,257,559	62,246,459

議第65号

令和5年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)

令和5年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,650,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県 支 出 金		10,250,600	5,000	10,255,600
	1. 県 補 助 金	10,250,600	5,000	10,255,600
歳 入 合 計		14,645,000	5,000	14,650,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総 務 費		268,760	5,000	273,760
	1. 総 務 管 理 費	268,420	5,000	273,420
歳 出 合 計		14,645,000	5,000	14,650,000

令和5年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費 等交付金	10,206,600	5,000	10,211,600	1. 保険給付費 等交付金	5,000	特別交付金
計	10,250,600	5,000	10,255,600			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 一般管理費	204,120	5,000	209,120	保険料 - 県支出金 5,000 繰入金 - その他 -	12. 委託料	5,000	累計 59,581 国民健康保険シス テム改修委託料
計	268,420	5,000	273,420	保険料 - 県支出金 5,000 繰入金 - その他 -			

議第66号

令和5年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)

令和5年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		51,700	2,000	53,700
	1. 一般会計繰入金	51,700	2,000	53,700
歳入合計		75,300	2,000	77,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市場事業費		71,740	2,000	73,740
	1. 市場事業費	71,740	2,000	73,740
歳出合計		75,300	2,000	77,300

令和5年度 大垣市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	51,700	2,000	53,700	1. 一般会計繰入金	2,000	
計	51,700	2,000	53,700			

2 歳 出

(款) 1. 市場事業費

(項) 1. 市場事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 市場管理費	71,740	2,000	73,740	事業収入 - 繰入金 2,000	21. 補償補填 及び賠償 金	2,000	公設地方卸売市場 光熱水費等補償費
計	71,740	2,000	73,740	事業収入 - 繰入金 2,000			

議第67号

令和5年度大垣市競輪事業会計補正予算(第1号)

令和5年度大垣市の競輪事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,205,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 競輪事業収入		23,644,200	6,500,000	30,144,200
	1. 競輪事業収入	23,644,200	6,500,000	30,144,200
歳入合計		24,705,000	6,500,000	31,205,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 競輪事業費		24,456,600	6,500,000	30,956,600
	1. 総務管理費	633,600	600,000	1,233,600
	2. 競輪開催費	23,823,000	5,900,000	29,723,000
歳出合計		24,705,000	6,500,000	31,205,000

令和5年度 大垣市競輪事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 車券発売収入	23,000,000	6,500,000	29,500,000	1. 車券発売収入	6,500,000	
計	23,644,200	6,500,000	30,144,200			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2. 諸 費	525,800	600,000	1,125,800	事業収入 600,000 地方債 - 繰入金 -	24. 積立金	600,000	競輪事業施設等整備基金積立金
計	633,600	600,000	1,233,600	事業収入 600,000 地方債 - 繰入金 -			

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1. 業 務 費	5,626,800	1,025,000	6,651,800	事業収入 1,025,000 地方債 - 繰入金 -	12. 委託料	890,000	累計 4,429,200 場外競輪車券発売 委託料 853,000 競技関係委託料 37,000
					18. 負担金補助及び交付金	135,000	
2. 払 戻 金	17,250,000	4,875,000	22,125,000	事業収入 4,875,000 地方債 - 繰入金 -	22. 償還金利息及び割引料	4,875,000	払戻金
計	23,823,000	5,900,000	29,723,000	事業収入 5,900,000 地方債 - 繰入金 -			

議第68号

令和5年度大垣市病院事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度大垣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	36,230,000 千円	42,000 千円	36,272,000 千円
第2項 病院医業外収益	467,100 千円	42,000 千円	509,100 千円
	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	36,220,000 千円	42,000 千円	36,262,000 千円
第2項 病院医業外費用	255,200 千円	42,000 千円	297,200 千円

令和5年12月4日提出

大垣市長 石 田 仁

令和5年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業収益			36,230,000	42,000	36,272,000	
	2. 病院医業外収益		467,100	42,000	509,100	
		6. その他医業外収益		222,000	42,000	264,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業費用			36,220,000	42,000	36,262,000	
	2. 病院医業外費用		255,200	42,000	297,200	
		3. 雑 損 失		11,300	42,000	53,300

令和5年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	10,000
(2) 減価償却費	1,475,500
(3) 固定資産除却費	21,000
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)	△ 93,882
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	9,500
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)	△ 64,500
(7) 奨学金貸付免除額	68,400
(8) 長期前受金戻入額	△ 67,900
(9) 受取利息及び受取配当金	△ 14,000
(10) 支払利息	77,600
(11) 未収金の増減額(△は増加)	359,290
(12) 未払金の増減額(△は減少)	△ 388,036
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)	110
小計	1,393,082
(14) 利息及び配当金の受取額	14,000
(15) 利息の支払額	△ 77,600
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,329,482

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,035,818
(2) 有価証券の取得による支出	△ 300,500
(3) 奨学金の貸付による支出	△ 69,600
(4) 奨学金等の返還による収入	310,000
(5) 国庫補助金等による収入	1,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,095,218

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 271,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 64,600
(3) 他会計からの出資による収入	173,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 162,600

資金増加額(又は減少額) 71,664

資金期首残高 27,240,225

資金期末残高 27,311,889

令和5年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収 益 的 収 入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 2. 病院医業外収益

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6. その他 医業外収益	222,000	42,000	264,000	その他 医業外収益	42,000	累計 263,500
計	467,100	42,000	509,100			

収 益 的 支 出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 2. 病院医業外費用

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 雑 損 失	11,300	42,000	53,300	その他雑損失	42,000	累計 53,290
計	255,200	42,000	297,200			

議第69号

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部改正について

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

第1条 大垣市市民サービスセンター設置条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市市民会館サービスセンターの項を削る。

第2条 大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

大垣市南部サービスセンター	大垣市外花6丁目45番地
---------------	--------------

を

」

「

大垣市南部サービスセンター	大垣市外野2丁目100番地
大垣市南部サービスセンター出張所	大垣市外花6丁目45番地

に

」

改める。

第3条 大垣市市民サービスセンター設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大垣市南部サービスセンター出張所の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、その他の規定は規則で定める日から施行する。

議第70号

大垣市印鑑登録条例の一部改正について

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市印鑑登録条例の一部を改正する条例

大垣市印鑑登録条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第13条の2中「利用者証明用電子証明書をいい、個人番号カードに記録されているものに限る」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう」に改め、「に個人番号カード」の次に「又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第71号

大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第24条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を加え、同条第3項中「100分の100」を「100分の100を」に、「100分の57.5」を「100分の57.5を」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第25条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を加える。

第25条の2第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	183,900	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	186,600	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	189,200	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	191,800	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	194,500	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	196,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	197,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	199,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	201,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	202,900	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	204,700	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	206,400	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	208,000	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	209,700	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	211,400	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	212,900	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	214,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	216,200	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	217,900	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	219,600	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	221,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	222,600	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	224,100	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	225,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	226,800	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	228,200	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	229,600	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	231,000	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	232,400	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	234,000	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	235,500	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	236,900	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	238,100	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	239,700	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	241,200	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	242,600	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	243,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	245,100	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	246,400	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	247,600	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	248,700	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	249,700	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	250,600	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	251,500	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

45	221,800	252,400	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	253,300	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,300
47	223,600	254,100	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,600
48	224,500	254,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	470,900
49	225,400	255,600	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	471,200
50	226,300	256,700	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	471,500
51	227,200	257,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	471,800
52	228,100	259,000	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	472,100
53	228,900	260,200	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	472,400
54	229,800	261,400	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	472,700
55	230,700	262,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	473,000
56	231,500	263,600	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	473,300
57	231,800	264,700	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	473,600
58	232,600	265,800	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	473,900
59	233,300	266,900	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	474,200
60	233,900	267,900	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	474,500
61	234,500	268,900	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	474,800
62	235,200	269,900	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	475,100
63	235,800	270,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	475,400
64	236,300	271,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	475,700
65	236,800	272,700	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	476,000
66	237,300	273,600	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	
67	237,800	274,500	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	
68	238,400	275,400	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	
69	238,900	276,300	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	
70	239,400	277,200	332,800	370,900	387,100	407,600	449,200	
71	239,900	278,100	333,500	371,600	387,600	407,900	449,500	
72	240,400	279,000	334,100	372,200	388,200	408,100	449,800	
73	240,900	280,000	334,600	372,500	388,500	408,300	450,100	
74	241,400	281,000	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	281,900	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	282,800	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	283,300	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	284,000	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	284,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	285,600	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	286,600	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	287,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	288,200	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	289,000	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	289,700	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	290,200	340,500	379,200	392,300	411,600		
87	247,200	290,600	341,000	379,600	392,600	411,900		
88	247,600	291,000	341,400	380,000	392,800	412,100		
89	248,000	291,200	341,700	380,400	393,000	412,300		
90	248,500	291,500	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	291,700	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	292,000	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	292,200	343,200	382,000	394,000			
94		292,400	343,600		394,300			

95		292,700	344,100		394,600			
96		292,900	344,500		394,800			
97		293,200	344,700		395,000			
98		293,500	345,100		395,300			
99		293,800	345,500		395,600			
100		294,100	345,800		395,800			
101		294,400	346,100		396,000			
102		294,800	346,500					
103		295,100	346,900					
104		295,500	347,300					
105		295,700	347,800					
106		295,900	348,200					
107		296,200	348,600					
108		296,600	349,000					
109		296,800	349,500					
110		297,100	349,900					
111		297,500	350,200					
112		297,900	350,500					
113		298,100	351,000					
114		298,400						
115		298,800						
116		299,100						
117		299,300						
118		299,600						
119		300,000						
120		300,300						
121		300,500						
122		300,900						
123		301,300						
124		301,600						
125		301,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		183,900	188,700	216,200	239,700	249,700	255,600	261,400
								263,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	180,000	214,100	224,400	271,300
	2	148,100	181,500	215,600	225,700	273,000
	3	149,100	183,000	217,100	226,900	274,800
	4	150,100	184,500	218,600	228,200	276,600
	5	151,200	186,000	219,900	229,500	278,300
	6	152,300	187,900	221,000	230,700	280,100
	7	153,400	189,800	221,900	232,000	281,900
	8	154,400	191,700	222,800	233,300	283,700
	9	155,300	193,500	223,800	234,600	285,500
	10	156,400	195,200	225,100	235,800	287,300
	11	157,500	196,900	226,300	237,100	288,900
	12	158,600	198,600	227,400	238,400	290,500
	13	159,500	200,200	228,700	239,700	292,100
	14	160,600	201,200	230,300	240,900	293,400
	15	161,800	202,200	231,800	242,200	294,500
	16	162,900	203,000	233,000	243,500	295,700
	17	164,000	203,700	234,100	244,800	296,900
	18	165,400	205,200	235,300	246,000	298,600
	19	166,700	206,500	236,500	247,300	300,300
	20	167,900	207,600	237,400	248,600	301,800
	21	169,000	208,900	238,000	249,800	303,100
	22	170,200	209,600	238,400	251,100	304,600
	23	171,400	210,400	238,800	252,400	306,000
	24	172,600	211,100	239,300	253,700	307,300
	25	173,700	212,200	239,800	255,000	308,800
	26	175,200	213,100	241,100	256,300	310,300
	27	176,700	214,000	242,300	257,600	311,900
	28	178,200	214,800	243,200	258,900	313,500
	29	179,600	215,700	244,300	260,200	314,500
	30	181,000	216,700	245,500	261,400	315,900
	31	182,500	217,600	246,700	262,400	317,200
	32	184,000	218,500	247,900	263,500	318,500
	33	185,400	219,200	248,700	264,200	319,600
	34	187,100	220,000	249,800	265,200	321,000
	35	188,800	220,800	251,000	266,100	322,400
	36	190,500	221,400	252,100	267,000	323,800
	37	192,200	222,100	253,200	267,600	325,300
	38	193,300	222,600	254,100	268,300	326,500
	39	194,700	223,000	255,000	269,100	327,800
	40	195,800	223,500	256,000	269,900	329,000
	41	196,800	224,100	257,000	270,700	330,000
	42	198,200	225,100	257,800	271,500	330,900
	43	199,400	226,000	258,600	272,300	332,000
	44	200,600	226,600	259,500	273,100	333,100
	45	202,100	227,100	260,400	273,800	334,200

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	203,100	228,100	261,300	274,800	335,200
47	204,000	229,100	262,200	275,700	336,200
48	205,100	230,100	263,200	276,500	337,200
49	206,200	230,600	263,800	277,400	338,100
50	207,200	231,700	264,700	278,000	339,000
51	208,100	232,800	265,700	278,700	339,900
52	209,100	233,800	266,600	279,400	340,800
53	210,200	234,500	267,600	279,900	341,700
54	211,200	235,500	268,400	280,600	342,700
55	212,100	236,400	269,200	281,400	343,700
56	213,000	237,200	269,900	282,100	344,600
57	213,900	238,000	270,500	282,900	345,500
58	214,500	238,800	271,300	283,800	346,400
59	215,200	239,500	272,100	284,600	347,300
60	216,000	240,100	272,900	285,400	348,100
61	216,800	240,700	273,500	286,100	348,900
62	217,300	241,600	274,400	287,000	349,700
63	217,800	242,500	275,300	287,900	350,500
64	218,300	243,300	276,200	288,800	351,200
65	218,800	244,200	277,100	289,400	351,900
66	219,400	245,100	278,100	290,200	352,700
67	220,000	245,700	278,900	291,000	353,500
68	220,500	246,400	279,800	291,800	354,100
69	220,800	247,200	280,600	292,400	354,800
70	221,100	247,900	281,400	293,400	355,500
71	221,400	248,600	282,200	294,400	356,200
72	221,700	249,200	282,900	295,300	356,900
73	221,900	249,800	283,500	296,000	357,500
74	222,300	250,600	284,300	296,900	358,000
75	222,600	251,400	285,100	297,800	358,500
76	223,000	252,000	285,800	298,600	359,000
77	223,200	252,600	286,500	299,200	359,400
78	223,700	253,100	287,200	299,800	359,900
79	224,000	253,500	287,900	300,400	360,400
80	224,300	253,900	288,700	301,100	360,900
81	224,600	254,600	289,200	301,700	361,300
82	224,900	255,100	289,700	302,500	361,800
83	225,200	255,500	290,100	303,200	362,300
84	225,500	255,800	290,500	303,900	362,800
85	225,800	256,000	290,900	304,500	363,200
86	226,100	256,300	291,300	305,200	363,700
87	226,400	256,700	291,800	305,900	364,200
88	226,700	257,100	292,300	306,500	364,700
89	227,000	257,400	292,600	307,100	365,100
90	227,400	257,800	293,100	307,800	365,600
91	227,700	258,200	293,700	308,500	366,100
92	228,000	258,600	294,200	309,100	366,600
93	228,200	258,900	294,500	309,600	367,000
94	228,500	259,200	295,000	310,100	
95	228,800	259,500	295,500	310,700	

96	229,100	259,700	295,800	311,300	
97	229,300	259,900	296,200	311,900	
98	229,600	260,100	296,700	312,300	
99	229,800	260,400	297,200	312,800	
100	230,100	260,700	297,700	313,300	
101	230,400	260,900	298,000	313,600	
102	230,600	261,100	298,400		
103	230,900	261,400	298,900		
104	231,200	261,600	299,400		
105	231,500	261,900	299,800		
106	232,000	262,200	300,200		
107	232,300	262,500	300,500		
108	232,600	262,700	300,800		
109	232,800	262,900	301,100		
110	233,200	263,200	301,500		
111	233,600	263,400	301,900		
112	233,900	263,700	302,300		
113	234,100	264,000	302,600		
114	234,600	264,200	303,000		
115	235,100	264,500	303,400		
116	235,600	264,800	303,700		
117	235,900	265,000	303,900		
118	236,300	265,200	304,200		
119	236,700	265,500	304,500		
120	237,000	265,700	304,700		
121	237,400	266,000	304,900		
122		266,300	305,200		
123		266,600	305,500		
124		266,800	305,700		
125		267,000	305,900		
126		267,300	306,200		
127		267,500	306,500		
128		267,700	306,700		
129		268,000	306,900		
130		268,300	307,200		
131		268,600	307,500		
132		268,900	307,700		
133		269,100	307,900		
134		269,300			
135		269,600			
136		269,900			
137		270,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	181,000	194,600	205,700	219,400	221,100

備考 この表は、技能・労務職員で規則で定める職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000	574,100	
67		471,900	523,700	575,000	
68		472,500	524,600	575,900	
69		472,800	525,500	576,800	
70		473,400	526,300	577,700	
71		474,100	527,200	578,600	
72		474,800	528,100	579,500	
73		475,200	528,900	580,400	
74		475,800	529,800	581,300	
75		476,500	530,700	582,200	
76		477,200	531,400	583,100	
77		477,600	532,200	584,000	
78		478,200	533,100	584,900	
79		478,800	534,000	585,800	
80		479,300	534,900	586,700	
81		479,900	535,700	587,600	
82		480,400	536,600	588,500	
83		480,900	537,500	589,400	
84		481,400	538,400	590,300	
85		481,800	539,200	591,200	
86		482,400	540,100	592,100	
87		482,800	541,000	593,000	
88		483,300	541,900	593,900	
89		483,800	542,700	594,800	
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	409,700		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	410,000		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	410,200		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	410,500		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				

96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,400	197,800	216,300	235,000	245,700	256,200	264,400	267,600

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定める職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
1		183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2		184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3		186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4		187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5		189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6		190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7		192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8		193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9		195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10		196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11		198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12		199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13		201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14		203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15		205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16		207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17		209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18		211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19		213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20		215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21		217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22		219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23		220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24		222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25		223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26		225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27		226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28		227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29		228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30		229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31		229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32		230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33		231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34		232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35		233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36		234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37		235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38		237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39		238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40		239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41		240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42		241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43		242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44		243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45		244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			

96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700	377,500			
115	295,300	326,300	359,200	378,000			
116	295,500	326,600	359,600	378,500			
117	295,800	326,800	360,000	379,100			
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300	364,100				
127	298,800	329,700	364,600				
128	299,200	329,900	365,100				
129	299,400	330,100	365,500				
130	299,700	330,300					
131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					

146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	227,100	236,100	250,600	259,600	262,700	267,200	271,000

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定める職員に適用する。

第2条 大垣市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の100を」を「100分の102.5を」に改め、「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を削り、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の57.5を」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120)、12月に支給する場合には100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5)、12月に支給する場合には100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)」を「100分の58.75」に改める。

(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改め、「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを削る。

(大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例

第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

第6条 大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

(大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

第8条 大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

(大垣市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

第10条 大垣市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用日)

2 第1条の規定(大垣市職員の給与に関する条例第2条第1項及び第25条の2第3項の改正規定を除く。)による改正後の大垣市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定(「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。)を除く。)による改正後の大垣市一般職の任期付職

員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の大垣市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大垣市職員の給与に関する条例若しくは第3条の規定による改正前の大垣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の大垣市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例、第7条の規定による改正前の大垣市に常時勤務を要する特別職の給与に関する条例若しくは第9条の規定による改正前の大垣市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与条例若しくは改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例若しくは改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 大垣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条のうち大垣市職員の給与に関する条例別表第1の改正規定中

「

円	円	円	円	円	円	円	円
171,400	187,700	209,400	231,200	241,900	249,800	256,400	258,800

を

」

「

円	円	円	円	円	円	円	円
183,900	188,700	216,200	239,700	249,700	255,600	261,400	263,600

に、

」

「

円	円	円	円	円	円	円	円
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

を

」

「

円	円	円	円	円	円	円	円
188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

に、

」

「

円	円	円	円	円
164,700	184,200	199,400	210,800	213,300

を

」

「

円	円	円	円	円
181,000	194,600	205,700	219,400	221,100

に、

」

「

円	円	円	円	円
193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

を

」

「

円	円	円	円	円
194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

に改める。

」

第9条のうち大垣市職員の給与に関する条例別表第2の改正規定中

「

円	円	円	円	円	円	円	円
188,400	197,800	210,500	225,600	237,500	250,400	259,600	263,300

を

」

「

円	円	円	円	円	円	円	円
188,400	197,800	216,300	235,000	245,700	256,200	264,400	267,600

に、

」

円	円	円	円	円	円	円	円	を
188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500	」

円	円	円	円	円	円	円	円	に、
189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900	」

円	円	円	円	円	円	円	を
211,600	226,800	241,300	252,000	256,500	262,100	266,300	」

円	円	円	円	円	円	円	に、
227,100	236,100	250,600	259,600	262,700	267,200	271,000	」

円	円	円	円	円	円	円	を
235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600	」

円	円	円	円	円	円	円	に改める。
236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800	」

(大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120」に、「第25条」を「以下この条及び第25条」に改め、「乗じて得た額)」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を加える。

- 7 大垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に改め、「以下この条及び」を削り、「100分の100」を「100分の102.5」に改め、

「、12月に支給する場合においては100分の125(特定管理職員にあっては、100分の105)」を削る。

議第72号

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正について

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市体育諸施設の設置等に関する条例(昭和47年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1(5) 南公園運動場の表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 野球場は、教育委員会規則で定める日及び時間において、半面を単位として、教育委員会規則で定めるスポーツに使用することができる。この場合において、当該使用に係る利用料金は、この表の利用料金に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第73号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条の3」を「第26条の4」に改める。

第12条の3中「及び第21条の3」を「、第21条の3及び第21条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第15条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第17条の6中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第17条の6の2中「及び第21条の3」を「、第21条の3及び第21条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第17条の7中「第21条」の次に「及び第21条の4」を加え、同条第2号中「掲げる」の次に「額の」を加え、同号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第20条第1項中「、1世帯に」を「、又は1世帯に」に、「、又は1世帯に」を「、若しくは1世帯に」に改め、「という。)となった」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「、第17条の8」を「若しくは第17条の8」に改め、「第21条第1項各号」の次に「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第21条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号(同条第6項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第21条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に、「被保険者数」を「又は被保険者数」に、「)又は1世帯に」を「)若しくは1世帯に」に、「日又は」を「日若しくは」に、「となった日」を「となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」に改め、同条第2項中「、第17条の8」を「若しくは第17条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第21条の3第1項に定める第17条若しくは第17条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第21条の3第4項第1号に定める額、第21条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第21条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第21条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第21条の4を第21条の5とし、第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第5項に掲げる場合を除き、第13条又は第17条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第26条の4第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第17条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第17条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第17条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

額」と、「第13条又は第17条の2」とあるのは「第17条の6の3又は第17条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第17条」とあるのは「第17条の6の6」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者がある」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がある」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第17条の2」とあるのは「第17条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第17条」とあるのは「第17条の11」と読み替えるものとする。

第26条の3第1項第1号中「氏名」を「世帯主の氏名」に改め、同条第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加え、第6章中同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第26条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以

後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第74号

大垣市駐車場条例の一部改正について

大垣市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市駐車場条例の一部を改正する条例

大垣市駐車場条例(平成2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び保管料金」を削り、同条第1項中「及び保管料金(」を「(前条第1項の保管に係る料金を含む。)」に改める。

別表第1(1)の表及び(2)の表を次のように改める。

(1) 大垣市丸の内駐車場

区分		単位	金額
普通駐車料金	3時間以内のとき	1台30分ごとにつき	100円
	3時間を超え24時間以内のとき	1台1回につき	600円
	24時間を超えるときは、24時間を超える部分について、24時間までごとに600円又は30分までごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算する。		
定期駐車料金	全日	1台1月につき	16,760円
	休日を除く全日	1台1月につき	11,520円

(2) 大垣市清水駐車場

区分		単位	金額
普通駐車料金	3時間以内のとき	1台30分ごとにつき	100円
	3時間を超え24時間以内のとき	1台1回につき	600円
	24時間を超えるときは、24時間を超える部分について、24時間までごとに600円又は30分までごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算する。		

別表第1(3)の表の次に次の1表を加える。

(4) 大垣市東外側駐車場

	区分	単位	金額
普通駐車料金	4時間30分以内のとき	1台30分ごとにつき	100円
	4時間30分を超え24時間以内のとき	1台1回につき	900円
	24時間を超えるときは、24時間を超える部分について、24時間までごとに900円又は30分までごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算する。		
定期駐車料金	全日	1台1月につき	18,850円
	休日を除く全日	1台1月につき	12,570円
	夜間(午後7時から翌日午前7時まで)	1台1月につき	8,800円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に出場する自動車に係る駐車料金について適用する。

議第75号

大垣市営住宅条例の一部改正について

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例

大垣市営住宅条例(平成9年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入又は資産を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は入居者が前項の義務を履行しないとき」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第1項第1号の規定は、施行日以後に入居の決定を受けた者について適用し、施行日前に入居の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の大垣市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第11条第4項の規定による連帯保証人異動届の提出の義務が発生した入居者については、同項及び同条第5項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に入居の決定を受けた者については、旧条例第11条第7項の規定は、なおその効力を有する。

議第76号

損害賠償の額の決定について

大垣市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第21号)第8条の規定に基づき、次のとおり大垣市民病院における医療事故に係る損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 損害賠償の額 4,200万円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●
●● ●●
●● ●●

議第77号

指定管理者の指定について(大垣市東地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市東地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市藤江町6丁目207番地
大垣市東地区センター運営委員会 委員長 高木 良樹
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第78号

指定管理者の指定について(大垣市北地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市北地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市林町6丁目105番地
大垣市北地区センター運営委員会 委員長 森川 暁
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第79号

指定管理者の指定について(大垣市西地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市西地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市南若森町438番地
大垣市西地区センター運営委員会 委員長 大橋 廣次
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第80号

指定管理者の指定について(大垣市南地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市南地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市南瀬町1丁目74番地1
大垣市南地区センター運営委員会 委員長 西郷 章
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第81号

指定管理者の指定について(大垣市三城地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市三城地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市加賀野4丁目37番地1

大垣市三城地区センター運営委員会 委員長 種田 幸雄

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第82号

指定管理者の指定について(大垣市和合地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市和合地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市開発町5丁目86番地3

大垣市和合地区センター運営委員会 委員長 堀 和英

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第83号

指定管理者の指定について(大垣市赤坂東地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市赤坂東地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市赤坂新町1丁目10番地
大垣市赤坂東地区センター運営委員会 委員長 山田 孝實
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第84号

指定管理者の指定について(大垣市安井地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市安井地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市東前3丁目10番地
大垣市安井地区センター運営委員会 委員長 吉田 勝美
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第85号

指定管理者の指定について(大垣市宇留生地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市宇留生地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市荒尾町1438番地
大垣市宇留生地区センター運営委員会 委員長 辻村 誠一
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第86号

指定管理者の指定について(大垣市荒崎地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市荒崎地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市島町80番地
大垣市荒崎地区センター運営委員会 委員長 柳江 憲男
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第87号

指定管理者の指定について(大垣市日新地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市日新地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市入方2丁目1611番地1

大垣市日新地区センター運営委員会 委員長 青山 一夫

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第88号

指定管理者の指定について(大垣市江東地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市江東地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市浅草2丁目10番地

大垣市江東地区センター運営委員会 委員長 酒井 吾郎

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第89号

指定管理者の指定について(大垣市興文地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市興文地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市東外側町2丁目24番地
大垣市興文地区センター運営委員会 委員長 後藤 文夫
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第90号

指定管理者の指定について(大垣市赤坂地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市赤坂地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市赤坂町3342番地1
大垣市赤坂地区センター運営委員会 委員長 中川 保
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第91号

指定管理者の指定について(大垣市綾里地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市綾里地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市綾野6丁目111番地1

大垣市綾里地区センター運営委員会 委員長 萩野 隆義

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第92号

指定管理者の指定について(大垣市川並地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市川並地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市古宮町1537番地

大垣市川並地区センター運営委員会 委員長 川合 幸典

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第93号

指定管理者の指定について(大垣市中川地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市中川地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市中川町4丁目150番地

大垣市中川地区センター運営委員会 委員長 白鳥 正忠

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第94号

指定管理者の指定について(大垣市青墓地区センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市青墓地区センター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市昼飯町270番地51

大垣市青墓地区センター運営委員会 委員長 清水 十三男

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第95号

指定管理者の指定について(大垣市総合福祉会館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市総合福祉会館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市馬場町124番地
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第96号

指定管理者の指定について(大垣市中川ふれあいセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市中川ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市牧野町2丁目150番地1
社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 理事長 北野 茂樹
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第97号

指定管理者の指定について(大垣市牧野華園ほか)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

- (1) 大垣市牧野華園
- (2) 大垣市養老華園
- (3) ケアハウスお勝山
- (4) 大垣市かたらいプラザ

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市牧野町2丁目150番地1

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 理事長 北野 茂樹

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第98号

指定管理者の指定について(大垣市立かわなみ作業所)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市立かわなみ作業所

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市馬場町124番地

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第99号

指定管理者の指定について(大垣市柿の木荘)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市柿の木荘

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市牧野町2丁目150番地1

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 理事長 北野 茂樹

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第100号

指定管理者の指定について(大垣市上石津デイサービスセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市上石津デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市馬場町124番地

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第101号

指定管理者の指定について(大垣市墨俣デイサービスセンター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市墨俣デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市馬場町124番地
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について(大垣市老人福祉センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市馬場町124番地
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について(大垣市上石津老人福祉センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市上石津老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市馬場町124番地
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について(大垣市墨俣老人福祉センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市墨俣老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市馬場町124番地
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 会長 金森 勤
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第105号

指定管理者の指定について(大垣市立ひまわり学園)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

大垣市立ひまわり学園

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市牧野町2丁目150番地1

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 理事長 北野 茂樹

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第106号

指定管理者の指定について(大垣城ホールほか)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

- (1) 大垣城ホール
- (2) 北公園(野球場、相撲場及び陸上競技場)
- (3) 西公園(庭球場及びトレーニング室)
- (4) 大垣市民プール
- (5) 杭瀬川野球場
- (6) 南公園運動場(野球場、庭球場及びサッカー場)
- (7) 三城公園 ソフトボール場
- (8) 勤労身体障害者等市民プール及び庭球場
- (9) 杭瀬川スポーツ公園(野球場、ソフトボール場及びサッカー場)
- (10) 浅中公園総合グラウンド(陸上競技場・球技場、野球場、ソフトボール場及び多目的広場)
- (11) 総合体育館
- (12) アーチェリー場
- (13) 赤坂スポーツ公園(庭球場及び多目的運動広場)
- (14) 大垣市武道館
- (15) 上石津庭球場
- (16) 上石津総合体育館
- (17) 上石津ふれあいグラウンド

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市加賀野4丁目62番地

公益財団法人大垣市体育連盟 会長 堤 俊彦

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第107号

指定管理者の指定について(野外活動センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

野外活動センター

2 指定管理者となる団体の名称等



青墓町一区自治会 会長 小山 政秋

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第108号

指定管理者の指定について(大垣市学習館ほか)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

(1) 大垣市学習館

(2) 大垣市文化会館

(3) 専用駐車場

2 指定管理者となる団体の名称等

大垣市室本町5丁目51番地

公益財団法人大垣市文化事業団 理事長 小川 敏

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第109号

指定管理者の指定について(大垣市勤労者総合福祉センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市長松町847番地95
一般財団法人大垣勤労者福祉サービスセンター 理事長 浅野 圭一
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第110号

指定管理者の指定について(大垣市西部研修センター)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市西部研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市桜町357番地
大垣市西部研修センター運営委員会 会長 岩井 豊太郎
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第111号

指定管理者の指定について(大垣市時山文化伝承館)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市時山文化伝承館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
●●●●●●●●●●
時山自治会 会長 川添 公男
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第112号

指定管理者の指定について(大垣市一之瀬ポケットパーク)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
大垣市一之瀬ポケットパーク
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市上石津町一之瀬1593番地2
一之瀬地域振興会 会長 三輪 賢司
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第113号

指定管理者の指定について(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設ほか)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称
 - (1) 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設
 - (2) 大垣市山村体験宿泊施設奥養老
- 2 指定管理者となる団体の名称等
大垣市大外羽3丁目26番地2
株式会社錦之堂 代表取締役 渡部 英利
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

報第14号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和5年12月4日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和5年10月4日 専決

大垣市長 石 田 仁

- 1 損害賠償の額 19万3,499円
- 2 損害賠償の相手方 大垣市東町1丁目172番地
株式会社橋本ターフ・コントロール
代表取締役 橋本 祐二
- 3 事故の概要 令和5年8月5日午後2時50分頃、大垣市高屋町1丁目63番地において、市職員が運転する公用車を後退させた際、駐車中の相手方自動車に接触し、損害を与えた。